

平成 19 年度長野市の保育所保育料について

1 保育に係る国の動向について

平成 18 年 12 月 21 日付けの厚生労働省からの事務連絡通知により、「平成 19 年度における保育所運営費国庫負担金の取り扱いについて」の制度改正の内容が示されました。

内容は以下のとおりです。

(1) 保育所徴収金（保育料）基準額の改正

平成 18 年分の所得税に係る定率減税が 20%から 10%に縮減されたことにより前年と所得額が変わらなくても保育料の階層が上がることを抑止するため、世帯の階層を区分する所得税額の範囲を拡大するもの。

(2) 徴収金（保育料）基準額の多子軽減の拡大

現行、同一世帯から 2 人以上同時に保育所に入所している場合に、2 人目以降の徴収金（保育料）基準額を軽減しているが、新たに同一世帯から保育所の他に幼稚園や認定こども園を利用している児童も算定対象人数に含め、2 人目以降における徴収金（保育料）基準額の軽減を拡大するもの。

2 障害者世帯の認定について（報告）

平成 18 年 12 月 26 日付けの厚生労働省からの事務連絡通知により、所得税非課税世帯において保育料軽減対象となる障害者世帯の定義に、「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者」のいる世帯が追加されました。（平成 18 年 10 月から適用）

【現行は、身体障害者手帳交付者、療育手帳交付者、特別児童扶養手当支給対象者、障害基礎年金受給者が対象】

3 平成 19 年度長野市保育料について

今年度、過去 3 回の児童福祉専門分科会において、本市の保育料については、現状を把握いただきながら具体的な改正について国の動向を見ながらということを進めてまいりました。

昨年末に国の対応が示され、上記 1 (1) (2) に合わせると市の保育料基準額表（案）は別紙のようになります。

なお、上記 2 については、障害者世帯の定義の拡大ですので、今年度の保育料から適用させていただくことを報告いたします。

4 平成 20 年度以降の保育料について

①定率減税が平成 18 年度において 20%から 10%に縮減し、平成 19 年分から廃止とされております。

国において、1 (1) のとおり定率減税縮減分に対応する施策を講じておりますので、平成 20 年度分の国基準徴収金（保育料）も同様な対応がなされる事が予想されます。

②平成 19 年分から所得税及び個人住民税の税率構造が改められ、今まで所得税として国に納めていた分を一部住民税として地方に納めることになりました。

これにより、前年の所得税額を基に算定することとされている保育料は大幅に減額となることが見込まれ、前回の児童福祉専門分科会においてご説明させていただいたところですが、この税制改正に伴い、国も保育料徴収基準に係る制度を平成 20 年度に合わせて改正してくることが予想されます。

上記 2 点により、今後も国の動向を見ながら引き続き本市の保育料についても更なる検討、対応が必要となります。

5 認定こども園について

平成 18 年 12 月 28 日付けで長野県において「認定こども園の認定の基準に関する条例」が施行されました。

これに伴い、長野市では朝陽学園幼稚園と若穂幼稚園が、新たに保育所の認可を取得した上で、認定こども園として県の認定を受ける予定です。

詳細状況は以下のとおりです。

設置者：学校法人 朝陽学園

施設名称	定員	保育に欠ける子の受入枠	保育に欠けない子の受入枠	2月1日現在児童数		備考
				3才未満児	3才以上児	
朝陽学園幼稚園	240名	120名	120名	0名	142名	既存幼稚園
朝陽学園保育園	40名	40名	—	33名	0名	認可取得予定

設置者：学校法人 和田学園

施設名称	定員	保育に欠ける子の受入枠	保育に欠けない子の受入枠	2月1日現在児童数		備考
				3才未満児	3才以上児	
若穂幼稚園	200名	100名	100名	0名	150名	既存幼稚園
正満寺保育園	40名	40名	—	19名	0名	認可取得予定

【 案 】

平成19年度保育料徴収基準額表(月額)

長野市

階層区分	定 義		3歳未満児	3歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯		0 円	0 円	
B1	A階層及びD階層を除く、18年分所得税非課税世帯で、右の区分に該当する世帯(注)②	18年度分(17年分所得に対する)市町村民税非課税世帯	0	0	
B2		左の区分に該当する世帯で上記以外の世帯	1,800 (900)	1,200 (600)	
C1		18年度分(17年分所得に対する)市町村民税課税世帯	左の区分に該当する世帯で母子、父子、障害者世帯	8,900 (4,450)	6,600 (3,300)
C2			左の区分に該当する世帯で上記以外の世帯	9,900 (4,950)	7,600 (3,800)
D1	A階層を除く、18年分所得税課税世帯で、その所得税額が右の区分に該当する世帯	13,500 円未満		14,200 (7,100)	11,900 (5,950)
D2		13,500 円以上	36,000 円未満	19,400 (9,700)	16,800 (8,400)
D3		36,000 円以上	72,000 円未満	24,500 (12,250)	21,700 (10,850)
D4		72,000 円以上	108,000 円未満	31,500 (15,750)	25,200 (12,600)
D5		108,000 円以上	144,000 円未満	40,500 (20,250)	26,100 (13,050)
D6		144,000 円以上	180,000 円未満	44,000 (22,000)	26,600 (13,300)
D7		180,000 円以上	252,000 円未満	50,500 (25,250)	27,200 (13,600)
D8		252,000 円以上	342,000 円未満	53,600 (26,800)	28,700 (14,350)
D9		342,000 円以上	459,000 円未満	54,500 (27,250)	29,600 (14,800)
D10		459,000 円以上		55,600 (27,800)	30,700 (15,350)

- (注) ① 一世帯から保育所、幼稚園又は認定こども園に2人以上入所又は入園している場合、年齢の低い児童(2子目)に係る保育料は()内の額に軽減する。なお、一世帯から3人以上前段の施設のいずれかを利用している場合は、3子目(3番目に年齢の高い児童)以降の保育料は無料とする。
- ② 所得税・市民税は、配当控除及び住宅取得控除前の税額を適用する。
- ③ 保育料は、入園した月の初日現在の年齢で認定し、入園後に年齢が変わっても年度中は、入園した月の年齢とする。

【 現 行 】

平成18年度保育料徴収基準額表(月額)

長野市

階層 区分	定 義		3歳未満児	3歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯		0 円	0 円	
B1	A階層及びD階層を除く、 17年分所得税非課税世帯 で、右の区分に該当する世帯 (注)②	17年度分(16年分所得に対する)市町村民税非課税世帯	0	0	
B2		左の区分に該当する世帯で上記以外の世帯	1,800 (900)	1,200 (600)	
C1		17年度分(16年分所得に対する)市町村民税課税世帯	左の区分に該当する世帯で母子、父子、障害者世帯	8,900 (4,450)	6,600 (3,300)
C2			左の区分に該当する世帯で上記以外の世帯	9,900 (4,950)	7,600 (3,800)
D1	A階層を除く 17年分所得税課税世帯 で、その所得額が右の区分に該当する世帯 (注)②	12,000 円未満		14,200 (7,100)	11,900 (5,950)
D2		12,000 円以上 32,000 円未満		19,400 (9,700)	16,800 (8,400)
D3		32,000 円以上 64,000 円未満		24,500 (12,250)	21,700 (10,850)
D4		64,000 円以上 96,000 円未満		31,500 (15,750)	25,200 (12,600)
D5		96,000 円以上 128,000 円未満		40,500 (20,250)	26,100 (13,050)
D6		128,000 円以上 160,000 円未満		44,000 (22,000)	26,600 (13,300)
D7		160,000 円以上 224,000 円未満		50,500 (25,250)	27,200 (13,600)
D8		224,000 円以上 304,000 円未満		53,600 (26,800)	28,700 (14,350)
D9		304,000 円以上 408,000 円未満		54,500 (27,250)	29,600 (14,800)
D10		408,000 円以上		55,600 (27,800)	30,700 (15,350)

- (注) ① 一世帯から2人以上入所している場合、年齢の低い児童(2子目)について()内の額に軽減されます。なお、一世帯から3人以上入所している場合は、3子目(3番目に年齢の高い児童)以降については、無料とする。
- ② 所得税・市民税は、配当控除及び住宅取得控除前の税額を適用する。
- ③ 保育料は、入園した月の初日現在の年齢で認定し、入園後に年齢が変わっても年度中は、入園した月の年齢とする。

(現行)

国階層 区分	市階層 区分	定義	3歳未満児保育料		3歳以上児保育料		
			国基準	市保育料	国基準	市保育料	
1	A	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	
2	B1	前年分所得税 非課税世帯	前年度分市町村民税 非課税世帯 (母子・父子及び障害者世帯等)	0	0	0	0
	B2			9,000	1,800	6,000	1,200
3	C1	前年分所得税 課税世帯	前年度分市町村民税 課税世帯 (母子・父子及び障害者世帯等)	18,500	8,900	15,500	6,600
	C2			19,500	9,900	16,500	7,600
4	D1	前年分所得税 課税世帯	12,000円未満		14,200		11,900
	D2			30,000	19,400	27,000	16,800
	D3			32,000円以上 64,000円未満	24,500		21,700
5	D4	前年分所得税 課税世帯	64,000円以上 96,000円未満		31,500		25,200
	D5			44,500	40,500	36,400	26,100
	D6			128,000円以上 160,000円未満	44,000		26,600
6	D7	前年分所得税 課税世帯	160,000円以上 224,000円未満		50,500		27,200
	D8			61,000	53,600	38,200	28,700
	D9			304,000円以上 408,000円未満	54,500		29,600
7	D10	前年分所得税 課税世帯	408,000円以上	80,000	55,600	38,200	30,700

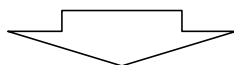
(改正案)

国階層 区分	市階層 区分	定義	保育料
1	A	生活保護法による被保護世帯	
2	B1	前年分所得税 非課税世帯	前年度分市町村民税 非課税世帯 (母子・父子及び障害者世帯等)
	B2		
3	C1	前年分所得税 課税世帯	前年度分市町村民税 課税世帯 (母子・父子及び障害者世帯等)
	C2		
4	D1	前年分所得税 課税世帯	13,500円未満
	D2		13,500円以上 36,000円未満
	D3		36,000円以上 72,000円未満
5	D4	前年分所得税 課税世帯	72,000円以上 108,000円未満
	D5		108,000円以上 144,000円未満
	D6		144,000円以上 180,000円未満
6	D7	前年分所得税 課税世帯	180,000円以上 252,000円未満
	D8		252,000円以上 342,000円未満
	D9		342,000円以上 459,000円未満
7	D10	前年分所得税 課税世帯	459,000円以上



保育料額は現行のまま

※平成18年度は、保育料算定の基礎となる所得区分を国が7階層、市が15階層の区分にて実施。



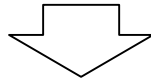
※平成19年度は国基準における第4～第7の前年分所得税額の範囲を広げ保育料額はそのままとする。
これにより、定率減税の縮減により所得は変わらないが所得税額が上がることにより影響を受ける保育料の増加を抑止することとなる。

保育料の多子軽減について

平成 19 年度保育所運営費国庫負担金の制度改正関係

現行

同一世帯から複数の児童が同時に保育所を利用している場合の保育料は、2人目は半額、3人目以降は無料に軽減している。



改正後

同一世帯から保育所の他に幼稚園や認定こども園を利用している児童も算定対象人数に含め、2人目以降における保育料の軽減を拡大する。

つまり、就学前児童については、兄弟姉妹が入園している施設の種類（幼稚園・保育所・認定こども園）に関わらず年齢順に1人目2人目・・・として扱う

例 1

現 行

	保育所	幼稚園	認定こども園
第1子		○全額	
第2子	●全額		
第3子	●半額		

改正後

	保育所	幼稚園	認定こども園
第1子		○全額	
第2子	●半額		
第3子	●無料		

例 2

現 行

	保育所	幼稚園	認定こども園
第1子		○全額※	
第2子		○全額※	
第3子	●全額		

改正後

	保育所	幼稚園	認定こども園
第1子		○全額※	
第2子		○全額※	
第3子	●無料		

※幼稚園については別途就園奨励費制度があり、保護者の所得に応じて一部助成されます。

市立保育所の民営化(概要)について

1、これまでの取り組み

公立保育所の民営化は、未就園児を含めたすべての子育て家庭への支援強化を図り、延長保育など多様化する保育ニーズに対応していく、そのために行政改革大綱に基づいた民間活力の活用の一環として推進しております。一方、少子化の進行、認定こども園の制度化、三位一体改革による行財政改革、さらには国において検討されています幼児教育の無償化、保育所入所にあたって市を通さずに保育所と保護者とが入所契約を交わす直接契約、保育所に対する運営費補助を保護者に対して直接行う直接補助など、今日の保育所及び幼稚園を取り巻く状況が大きく変化しようとしています。

これらを踏まえて、「これからの公立保育所のあり方」、すなわち公立保育所の運営を市が直接行うことを見直して、社会福祉法人等への運営委託・移管を進めていくという方針を示し、今年度公立保育所へ入所された新規及び継続児童の全保護者に対して説明会や文書を配布したところです。

また、広報ながのには 3 回に渡り民営化に関する記事を掲載して市民にお知らせし、さらに、公立保育所設置の地域では、区長会や民生児童委員協議会など地域関係者への説明を順次実施してまいりました。

2、今後の取り組み

各公立保育所のより具体的な方向性については、かなり老朽化している園舎の建替えの課題もあり、地域の実情や既存の私立保育所・幼稚園に順次訪問しヒアリングを通じて今後の意向等を把握したうえで、保護者はじめ地域関係者の皆様のご意見をお聞きし設置・運営方法を検討していくよう進めております。

三輪・川田・下水鉾保育園については、これまで約 3 年間かけて保護者の皆さんと話し合ってきましたが、「社会福祉法人等へ移管したときに公立の時とは違って、保育方針や内容が大きく変わってしまう。」、また、「先生たちが全員代わってしまう。」ことへの不安などが強く感じられました。

したがって、子どもたちへの影響がないように、保育園の設置・運営をすべて社会福祉法人等とする移管という考え方から、設置主体は市のままとし運営を委託する公立民営としたい旨、保護者及び地域関係者に説明し理解を求めているところです。今後は具体的なスケジュールと委託条件等を示し、課題等について協議していきます。

また、過去にも統廃合が計画された経過のある城東保育園について、隣接する社会福祉法人済生会への移管を前提に、今後のスケジュールと移管条件等を具体的に示して課題等について協議していきます。

さらに、老朽化した園舎の改築を検討する際には、地域の私立保育園・幼稚

園との調整を図りながら統廃合や委託・移管を具体化していきます。

3、民営化スケジュール

基本的な民営化スケジュールとしまして、保護者及び地域関係者との協議を経て、運営の受け皿としての条件等を整備し、委託・移管先法人等の選考・決定をしていきます。

民営化にあたっては保育園での1年間を通した生活の中で、委託・移管先の保育士と市の保育士が合同で保育を進め実践的に引き継ぐとともに、保護者（地域関係者含む）、委託・移管先、市（保育士含む）の3者でより良い保育園としていくための懇談を随時実施して体制を整え、委託・移管していきます。

■基本的な民営化スケジュール

前々年度まで	前年度	民営化年度
・保護者（地域関係者含む）との協議 ・法人（委託・移管先）の決定	・引継保育（1年間） ・保護者・法人・市3者懇談（随時）	民営化（委託・移管）

4、当面の民営化計画

当面の計画について、今年度、三輪保育園は保護者への説明会を重ね、区長会・民生児童委員協議会への説明会を実施してきました。さらに、市に要望がありましたが、三輪地区有志により三輪保育園を運営したいとする団体が社会福祉法人化を目指すという状況も生まれています。

今後は、こうした状況を踏まえまして保護者との協議を進め、委託先選考委員会を設置する中で委託先の決定に向けた公募の準備を行い、19年度当初には、委託先の決定及び市職員と委託先職員とが一緒になって保育を行う引継保育の体制を整え、実践的に引継保育を実施するうえで、20年度に委託する予定で進めていきます。

城東保育園は保護者への説明会、区長会・民生児童委員協議会への説明会を実施してきました。社会福祉法人済生会には、移管の意向と保護者から出された質問や現状について把握してきました。19年度は引き続き保護者との協議を進めながら隣接している両園の交流保育を実施するほか、施設や保育内容の視察を行うとともに、詳細について済生会と協議します。20年度は双方の職員で保育を行う中で実践的に引き継ぎ、21年度の移管を目指していく予定です。

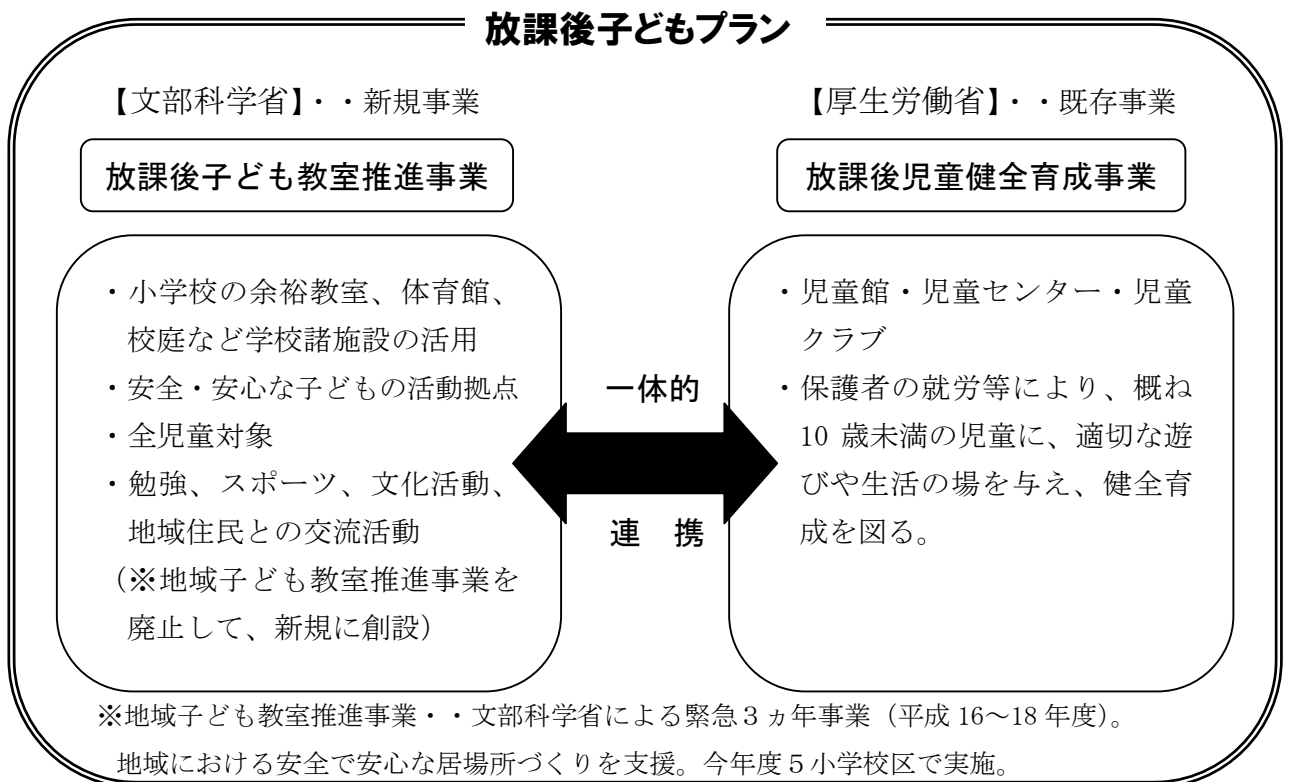
川田及び下氷鉦保育園は保護者への説明会を重ね、区長会・民生児童委員協議会への説明会を実施してきました。19年度は公募による委託先の募集要件等について協議し、20年度は公募、委託先決定、詳細について委託先と協議し、21年度に引継保育を行い22年度に委託していく予定です。

放課後子どもプランについて

1 放課後子どもプランの概要

放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策を推進するため、平成 19 年度から全小学校区に、「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」を一体的・連携して実施する「放課後子どもプラン」を実施する。

※放課後子どもプランは、平成 18 年 5 月に、当時の猪口少子化担当大臣・小坂文部科学大臣・川崎厚生労働大臣が合意して創設が発表され、9 月 20 日の全国地方自治体担当者会議で、その時点での基本的な考え方などが明らかにされた。



2 国の計画に基づく市町村の取り組み

(1) 実施体制

- ・ 市町村ごとの「放課後子どもプラン」の策定
- ・ 教育委員会と福祉部局との連携
- ・ 運営委員会の設置（小学校、社会教育・児童福祉の関係者、地域住民、行政など）

(2) 実施要件

- ・ 活動場所の連携促進・・・小学校諸施設の積極的な活用

- ・コーディネーターの配置・・・小学校、関係機関との連絡調整、人材の確保

3 国の予算の状況

◎平成 19 年度予算案（財務省原案）

- ・放課後子ども教室推進事業（文科省） 50 億円
(全国 20,000 小学校区のうち 10,000 小学校区)
- ・放課後児童健全育成事業（厚労省） 158 億円（14,000 箇所→20,000 箇所）

※ 平成 19 年度予算案は通常国会で審議の予定

4 本市の取り組み

◎長野市「放課後子どもプラン」を策定する必要がある。

↓

このため

◎関係課から構成されるプロジェクトチームの設置（平成 18 年 10 月 24 日）

- ・教育委員会総務課、学校教育課、生涯学習課、保健給食課、保健福祉部児童福祉課の職員で構成
- ・現在までに 4 回の会議を開催

〈検討事項〉

- ・推進委員会の設置
- ・小学校施設を活用した、事業計画・実施方法などの策定